## 豚熱生ワクチン製造用原種ウイルス

平成19年5月18日(告示第 692号) 一部改正 令和2年2月5日(告示第 231号) 一部改正 令和2年6月30日(告示第1246号) 一部改正

## 1 定義

弱毒豚熱ウイルス GPE 一株をモルモット腎初代細胞で増殖させて得たウイルス液を凍結又は凍結 乾燥したものであって、「豚熱生ワクチン」及び「豚熱・豚丹毒混合生ワクチン」の製造のための原 種ウイルスである。

- 2 製法
- 2.1 製造用株
- 2.1.1 名称

弱毒豚熱ウイルス GPE <sup>-</sup>株

2.1.2 由来

原株は、強毒豚熱ウイルス ALD 株を豚精巣初代細胞、牛精巣初代細胞及びモルモット腎初代細胞で継代して作出されたものである。

2.1.3 性狀

豚精巣初代細胞で増殖するが、END 現象を示さない(Eマーカー)。また、30 ℃でのモルモット腎初代細胞における増殖は、40 ℃での増殖を上回り(Tマーカー)、しかも強毒豚熱ウイルスの増殖を 100 倍以上上回る(Gマーカー)。

2.1.4 継代及び保存

原株及び原種ウイルスは、モルモット腎初代細胞で継代する。原株の継代は、原種ウイルスの製造又は原株の恒久的な維持以外の目的で行ってはならない。原種ウイルスは、直接原株から連続した工程により製造し、その継代数は、3代以内でなければならない。

原株及び原種ウイルスは、凍結して-70  $\mathbb{C}$ 以下、又は凍結乾燥して5  $\mathbb{C}$ 以下で保存する。

- 2.2 製造用材料
- 2.2.1 培養細胞

モルモット(付記1)の腎初代細胞を用いる。

2.2.2 培養液

細胞増殖用培養液1(付記2)及びウイルス増殖用培養液(付記3)を用いる。

- 2.3 原液
- 2.3.1 細胞の培養

1回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウイルス接種前の培養細胞に異常を認めてはならない。

個体別培養細胞について、3.1の試験を行う。

2.3.2 原種ウイルスの培養

モルモット腎初代細胞に、1 mL 中  $10^{30}$ TCID<sub>50</sub>以上の原株ウイルスを含有するウイルス増殖用培養液を加える。30  $^{\circ}$ Cで6~8日間隔で2~3代継代培養して得たウイルス液を原種ウイルス浮遊液とする。原種ウイルス浮遊液を混合し、ろ過したもの又は遠心上清を原種ウイルス原液とする。原種ウイルス原液について、3.2 の試験を行う。

2.3.3 原種ウイルスの調製

原種ウイルス原液を容量 50mL の小分容器に 30mL ずつ分注し、-70  $^{\circ}$   $^{$ 

原種ウイルスについて、3.3の試験を行う。

## 3 試験法

3.1 培養細胞の試験

個体別培養細胞の5%以上を対照培養細胞とし、これについて次に掲げる試験を行う。

3.1.1 培養観察

対照培養細胞を、ウイルスを接種することなく、ウイルスの培養と同じ条件で培養する。 対照培養細胞をプールし、4本以上の培養びん及びカバーグラスを入れた4枚以上のシャーレに 継代し、7日間培養し、観察するとき、CPE を認めてはならない。

#### 3.1.2 赤血球吸着試験

3.1.1 の観察最終日に培養びんの培養液を除き、リン酸緩衝食塩液で細胞表面を2回洗浄した後、3 群に分け、0.1vol%のモルモット、がちょう及び7日齢以内の鶏の赤血球浮遊液を重層し、60分間静置後、赤血球吸着の有無を観察するとき、培養細胞に赤血球吸着を認めてはならない。

#### 3.1.3 封入体染色試験

3.1.1 の観察最終日に培養カバーグラスをリン酸緩衝食塩液で洗浄し、固定した後、ギムザ染色し、 封入体の有無を観察するとき、培養細胞に封入体を認めてはならない。

#### 3.1.4 迷入ウイルス否定試験

3.1.1 の観察最終日に採取した培養液を試料として、一般試験法の迷入ウイルス否定試験法 2.3.1、2.3.2 及び 2.7.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

- 3.2 原種ウイルス原液の試験
- 3.2.1 ウイルス含有量試験
- 3.2.1.1 試験材料
- 3.2.1.1.1 試料

検体を細胞増殖用培養液1で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.2.1.1.2 培養細胞

豚精巣初代又は豚腎継代細胞浮遊液を用いる。

#### 3.2.1.2 試験方法

96 穴組織培養用プレートを用いる。試料 0.1 mL ずつをそれぞれ 1 列 10 穴に分注する。各列の 2 穴には細胞増殖用培養液 1 を 0.1 mL ずつ分注し、対照細胞とする。各穴に細胞増殖用培養液 1 で調整した細胞浮遊液を 0.1 mL ずつ分注する。37  $\mathbb{C}$  で 5 ~ 7 日間静置培養した後、培養液を除き、洗浄液(付記 4)で 2 回洗浄した後、固定する。

固定プレートの各穴に抗体希釈液(付記5)で至適濃度に希釈した抗豚熱ウイルス感染細胞単クローン抗体(付記6)0.05mL ずつを分注し、37℃で 60分間反応させる。

洗浄液で4回洗浄した後、抗体希釈液で至適濃度に希釈したペルオキシダーゼ標識抗マウス免疫グロブリン  $0.05 \mathrm{mL}$  ずつを各穴に分注し、37  $\mathbb C$ で  $40 \sim 60$  分間反応させる。

洗浄液で4回洗浄後、基質液(付記7)0.1mLを各穴に分注し、常温で  $10 \sim 30$ 分間反応させた後、2.5mol/L 硫酸 0.05mL ずつを各穴に加え反応を停止させ、各穴の吸光度値を 492/630nm の波長でそれぞれ測定する。

#### 3.2.1.3 判定

対照細胞の平均吸光度値の2倍以上の吸光度値を示す穴を豚熱ウイルス感染細胞とみなし、TCID50を算出する。

原種ウイルス原液のウイルス含有量は、1 mL中 10<sup>60</sup>TCID<sub>50</sub>以上でなければならない。

#### 3.3 原種ウイルスの試験

## 3.3.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、固有の色調を有する液体又は乾燥物でなければならない。溶解したものは、固有の色調を有する液体でなければならず、異物又は異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

## 3.3.2 真空度試験

凍結乾燥品については、一般試験法の真空度試験法に準じて試験するとき、適合しなければならない。

#### 3.3.3 含湿度試験

凍結乾燥品については、一般試験法の含湿度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

## 3.3.4 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

## 3.3.5 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。 ただし、原液を含む中間工程でマイコプラズマ否定試験を実施する場合には、本試験の実施を省 略することができる。

## 3.3.6 迷入ウイルス否定試験

一般試験法の迷入ウイルス否定試験法の 1.1、2.3.1.1、2.3.1.2、2.3.1.4、2.3.2、2.4.2、2.7.1 及び 2.7.2.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

ただし、中和用血清は、抗豚熱ウイルス血清(付記8)を非働化したものを用いる。

## 3.3.7 ウイルス含有量試験

3.2.1 を準用して試験するとき、原種ウイルスのウイルス含有量は、1~mL 中  $10^{5.0}\text{TCID}_{50}$ 以上でなければならない。

ただし、凍結乾燥品については、検体を凍結乾燥前の量となるようにウイルス増殖用培養液で溶解したものを細胞増殖用培養液1で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

## 3.3.8 マーカー試験

3.3.8.1 Eマーカー試験

## 3.3.8.1.1 試験材料

#### 3.3.8.1.1.1 試料

検体又は検体を 20mL のウイルス増殖用培養液で溶解したものを試料とする。

## 3.3.8.1.1.2 培養細胞

豚精巣初代細胞浮遊液を用いる。

## 3.3.8.1.1.3 ニューカッスル病ウイルス

TCND 株又は宮寺株を用いる。

## 3.3.8.1.2 試験方法

試料 0.1mL ずつを小試験管に 0.5mL ずつ分注した細胞 10 本以上に接種し、37  $\mathbb{C}$ で4日間静置培養し、単層が良好であることを確認する。培養液を除き、ニューカッスル病ウイルスを約  $10^{60}$  PFU 含むウイルス増殖用培養液 0.5mL ずつを加え、37  $\mathbb{C}$ で3日間培養する。

#### 3.3.8.1.3 判定

培養細胞に CPE を認めてはならない。

## 3.3.8.2 T及びGマーカー試験

#### 3.3.8.2.1 試験材料

## 3.3.8.2.1.1 試料

検体又は検体を 20mL のウイルス増殖用培養液で溶解したものをウイルス増殖用培養液で希釈し、1mL 中  $10^{3.0}TCID_{50}$  を含むように調整したものを試料とする。

## 3.3.8.2.1.2 培養細胞

モルモット腎初代細胞を小試験管に培養し、単層となったものを用いる。

#### 3.3.8.2.2 試験方法

試料 0.1 mL ずつをそれぞれ 20 本以上の培養細胞に接種し、2 群に分け、30  $^{\circ}$  及び 40  $^{\circ}$  で 6  $^{\circ}$ 

8日間静置培養する。群ごとに培養液を採取し、混合し、そのウイルス含有量を 3.2.1 <sup>を準用して</sup> 測定する。

## 3.3.8.2.3 判定

30 ℃での増殖は、40 ℃での増殖を上回らなければならず(Tマーカー)、30 ℃でウイルスの含有量は、1 mL 中  $10^{4.5}$ TCID50以上でなければならない(Gマーカー)。

- 3.3.9 安全試験
- 3.3.9.1 試験材料
- 3.3.9.1.1 注射材料

検体又は検体を 20mL のウイルス増殖用培養液で溶解したものを注射材料とする。

3.3.9.1.2 試験動物

体重 20~ 40kg の豚を用いる。

3.3.9.2 試験方法

注射材料 10mL ずつを4頭の試験動物の皮下又は筋肉内に注射し、14日間観察する。

3.3.9.3 判定

観察期間中、試験動物に異常を認めてはならない。

- 3.3.10 力価試験
- 3.3.10.1 試験材料
- 3.3.10.1.1 注射材料

検体又は検体を 20mL のウイルス増殖用培養液で溶解したものをウイルス増殖用培養液で 1 mL 当たり  $10^{3.0}$ TCID $_{50}$ のウイルス量に希釈したものを注射材料とする。

3.3.10.1.2 試験動物

体重 20~ 40kg の豚を用いる。

3.3.10.1.3 中和試験用ウイルス

弱毒豚熱ウイルス GPE 一株を用いる。

3.3.10.1.4 培養細胞

**CPK-NS** 細胞を細胞数が 1 mL 中約  $5 \times 10^{50}$  となるように細胞増殖用培養液 2 (付記 9) に浮遊させたものを用いる。

3.3.10.2 試験方法

豚4頭を試験群とし、1頭を対照群とする。注射材料1 mL ずつを試験群の皮下又は筋肉内に注射し、28 日目の血清について、中和試験を行う。

被検血清を非働化した後、細胞増殖用培養液 2 で 2 倍階段希釈し、各希釈血清と 0.025mL 中約  $200TCID_{50}$  を含む中和試験用ウイルス液とを等量混合し、37 ℃で 60 分間処理する。この各混合液 0.05mL ずつをそれぞれ 96 穴組織培養用プレートの 4 穴ずつに分注し、CPK-NS 細胞浮遊液 0.1mL ずつを加え、37 ℃で 7 日間培養し、観察する。

3.3.10.3 判定

培養細胞4穴中2穴以上に CPE の阻止を認めた血清の最高希釈倍数で中和抗体価を表す。 試験群の中和抗体価は、すべて4倍以上でなければならない。この場合、対照群は、1倍未満でなければならない。

4 貯法及び有効期間

凍結されたものは-70 ℃以下で、また、凍結乾燥品は 10 ℃以下で保存する。 有効期間は、10 年間とする。

#### 付記1 モルモット

モルモットは、パラインフルエンザ I 型ウイルス ( HV J) 及び日本脳炎ウイルスの

## 感染がなく、また、臨床上健康なもの

## 付記2 細胞増殖用培養液1

1,000mL 中

トリプトース・ホスフェイト・ブロス 2.95g 又はラクトアルブミン 5 g 牛又はやぎ血清 100 mL

イーグル MEM 又はアール液

残 量

炭酸水素ナトリウムで pH を  $6.8 \sim 7.2$  に調整する。

牛又はやぎ血清は、牛ウイルス性下痢ウイルスに対する中和抗体陰性のものを用いる。 必要最少量の抗生物質を加えてもよい。

## 付記3 ウイルス増殖用培養液

1,000mL 中

トリプトース・ホスフェイト・ブロス 2.95g 又はラクトアルブミン 5 g 牛又はやぎ血清 50 mL

イーグル MEM 又はアール液

残 量

炭酸水素ナトリウムで pH を  $6.8 \sim 7.2$  に調整する。

牛又はやぎ血清は、牛ウイルス性下痢ウイルスに対する中和抗体陰性のものを用いる。 必要最少量の抗生物質を加えてもよい。

## 付記4 洗浄液

A液とB液を混合したもの

A液 800mL 中

塩化ナトリウム	8.0 g
塩化カリウム	0.2 g
無水リン酸水素二ナトリウム	1.15g
リン酸二水素カリウム	0.2 g

水 残 量

B液 200mL中

無水塩化カルシウム0.1 g塩化マグネシウム六水和物0.1 g

水 残量

## 付記5 抗体希釈液

ハンクス液又は付記 4 に牛血清アルブミン・フラクションV を  $0.5 \sim 1.0$ w/v %となるように溶解したもの

# 付記6 抗豚熱ウイルス感染細胞単クローン抗体

動物医薬品検査所が配布するもの

## 付記7 基質液

0.2mol/L リン酸 - 0.1mol/L クエン酸緩衝液(pH5.0)50mL にo-フェニレンジアミン二 塩酸塩 25mg 及び過酸化水素(30)0.01mL を加えたもの 用時調製する。

## 付記8 抗豚熱ウイルス血清

豚熱ウイルスで免疫した兎又はやぎの血清であって、検体又は試験品のウイルスを完全 に中和する力価を有するもの

## 付記9 細胞増殖用培養液2

1,000mL 中

トリプトース・ホスフェイト・ブロス 2.95g バクトペプトン 5 g N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) -2 -アミノエタンスルホン酸 2.13g イーグル MEM 残 量

炭酸水素ナトリウムで pH を  $6.8 \sim 7.2$  に調整する。 必要最少量の抗生物質を加えてもよい。